

平成18年度 年末年始無災害運動実施要領

= 平成18年12月1日～平成19年1月31日 =

「基本通りの安全チェック 年末年始も守ります」

1 趣旨

山梨県内における労働災害は、近年増減を繰り返しており、その削減については足踏み状態にあるといえます。また、一般健康診断の結果において何らかの所見を有する者が、平成17年は初めて50%を超える状況となりました。

このような状況下、労働災害や職業性疾病を減少させ、労働者の健康の保持増進を図るためには、何よりも経営トップがその方針を明らかにし、その指示のもと、関係者一人一人にいたるまで、日頃から安全衛生活動を実行していく事が求められています。

年末年始は、何かとあわただしい時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすく、事業場、職場全体が一斉に操業を停止したり、操業を開始する他、大掃除が行われる等、通常は行わない作業が多くなる時期です。このため各事業場、職場では災害防止のための特別な配慮が必要となります。また同時に、この時期は新しい一年のスタートに向け、働く者一人ひとりが日常の安全衛生活動を総点検するとともに、自らの健康のため、生活習慣を見直す絶好の機会でもあります。

一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるため、年末年始のあわただしい時期にこそ「安全最優先」の考え方を基本に、あわてず、手を抜かず、作業前点検の実施、作業手順の遵守、非正常作業における安全確認、交通ルールの徹底等、労働災害防止活動の原点に立ち返りこれらを実施することが必要です。

このような趣旨を踏まえつつ、本年度の年末年始無災害運動は、

「基本通りの安全チェック 年末年始も守ります」

を標語として展開することとします。

事業場では、裏面の事項について
積極的に取り組んで下さい。



主 唱：山梨労働局、甲府・都留・鵜沢・山梨労働基準監督署
推進団体：山梨県労働災害防止団体等連絡協議会 ほか

期間中に事業場が実施する事項

チェック欄

- (1) 経営トップによる年頭の安全最優先の決意表明
- (2) リスクアセスメントの推進、労働安全衛生マネジメントシステムの確立等をはじめとした自主的な安全衛生管理活動の活性化
- (3) 過重労働による健康障害防止のための総合対策、職場におけるメンタルヘルス対策等、労働者の健康を確保するための対策の推進
- (4) 非定常作業における災害防止対策の見直し
- (5) 職場の整理・整頓・清掃・清潔・躰（5S）の徹底
- (6) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足
- (7) 機械設備に係る定期自主検査、作業前点検の実施
- (8) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (9) 作業開始前ミーティング、安全衛生パトロールの実施
- (10) KY（危険予知）活動の実施
- (11) 石綿障害予防対策の徹底
- (12) 高年齢労働者の安全対策の促進
- (13) 火気の点検、確認等火気管理の強化
- (14) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (15) 飲酒、睡眠等、生活リズムに関する健康指導の実施
- (16) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (17) その他安全衛生意識高揚のための行事の実施



年末・年始の労働災害を防ぐには

年末年始には、臨時の作業や年末の大掃除、一度止めた機械の立ちあげなど、ふだんと違った作業が多くなります。慣れない作業をするときは、作業手順を十分に確認しましょう。

過去3年間の山梨県内の労働災害データから、年末・年始にかけて転倒災害が急増したり、1月に墜落・転落災害が多く発生していますので、各事業場においてはこれら災害に気を付けてください。

また、冬場は交通事故も多くなりますので、特に雪道・凍結路におけるスリップ事故に注意しましょう。

山梨県内における月別・主要な事故の型別労働災害発生状況

